昭和６０年１２月１８日制定
平成　９年　２月２５日改定
平成１０年　６月２９日改定
平成１３年　６月２８日改定
平成１４年　６月２８日改定
平成１５年　６月２８日改定
平成１６年　６月２８日改定
平成１６年１２月２４日改定
平成１８年　６月２９日改定
平成１９年　６月２６日改定
平成２１年　６月２６日改定
平成２４年　６月２２日改定
平成２５年　７月　１日改定
平成２７年　６月１８日改定
令和４年６月１７日改定
令和５年３月１日附則削除

定　　款

株式会社ソフトクリエイトホールディングス

第１章　総　　則

（商　　号）

第１条　　当会社は、株式会社ソフトクリエイトホールディングスと称し、英文では SOFTCREATE HOLDINGS CORP. と表示する。

（目　　的）

第２条　　当会社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む会社の株式または持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配し、管理することを目的とする。

（１）コンピューター用ソフトウェアの製作並びに販売

（２）コンピューター・システムの運用、指導、保守、サービス

（３）コンピューター機器及びこれに付帯する物品の販売

（４）業務の分析、システム提案及びコンサルティング

（５）コンピューターの教育事業

（６）労働者の派遣業

（７）前各号に付帯または関連する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　　当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

（機　　関）

第４条　　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

（１）取締役会

（２）監査役

（３）監査役会

（４）会計監査人

（公告方法）

第５条　　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　　当会社の発行可能株式総数は、51,000,000 株とする。

（単元株式数）

第７条　　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）

第８条　　当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利
（２）会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利
（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
（４）次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増し）

第９条　当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

（株主名簿管理人）

第 10 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

３．当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）

第 11 条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株主総会

（招　　集）

第 12 条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第 13 条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月 31 日とする。

（招集権者及び議長）

第 14 条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により代表取締役がこれを招集し、その議長となる。代表取締役が２名以上のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序による。

２．代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる。

（電子提供措置等）

第 15 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

２．　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

（決議の方法）

第 16 条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２．　会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 17 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２．　前項の株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　取締役及び取締役会

（員　　数）

第 18 条　当会社の取締役は、10 名以内とする。

（選任方法）

第 19 条　取締役の選任は、株主総会にて行うものとし、その選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

２．　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（解任方法）

第 20 条　取締役の解任は、株主総会にて行うものとし、その解任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（任　　期）

第 21 条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役）

第 22 条　取締役会の決議により、取締役の中から、代表取締役若干名を選定する。

２．　代表取締役は、各自当会社を代表する。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 23 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。代表取締役が２名以上のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序による。

２．　代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 24 条　　取締役会の招集通知は会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第 25 条　　当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第 26 条　　取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の責任免除）

第 27 条　　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２．　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（報酬等）

第 28 条　　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）の報酬枠は株主総会の決議によって定める。

２．　前項の決議に基づき、具体的な分配方法その他の事項は取締役会で定める。

第５章　監査役及び監査役会

（員　　数）

第 29 条　　当会社の監査役は、５名以内とする。

（選任方法）

第 30 条　　監査役の選任は、株主総会にて行うものとし、その選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任　　期）

第 31 条　　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第 32 条　　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第 33 条　　監査役会の招集通知は会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．　監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会規程）

第 34 条　　監査役会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の責任免除）

第 35 条　　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２．　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（報酬等）

第 36 条　　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第６章　会計監査人

（会計監査人の責任限定契約）

第 37 条　　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第７章　計　算

（事業年度）

第 38 条　　当会社の事業年度は、毎年４月１日から、翌年３月 31 日までの１年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第 39 条　　当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

（剰余金の配当の基準日）

第 40 条　　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月 31 日とする。

２．　当会社の中間配当の基準日は、毎年９月 30 日とする。

３．　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第 41 条　　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

２．　未交付の配当財産には利息をつけないものとする。